広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

資料３－２

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領  第１　目的  　　　この事業は，肝炎ウイルス陽性者をフォローアップにより早期治療に繋げ，ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。  第２　実施主体  　　　（略）  第３　事業の内容  　　　対象者に対し，別記様式第１－２号の「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録同意書（以下『登録同意書』という。）」により本事業への登録に同意を得た上で，別記様式第２－２号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（２回目以降）」を年１回送付することにより，医療機関の受診状況や診療状況を確認する | 広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領  第１　目的  　　　肝炎ウイルス検査の結果，診療が必要とされたＢ型及びＣ型肝炎ウイルス持続感染者（以下「キャリア」という。）が医療機関を受診していない，また，たとえ医療機関を受診していても，適切な肝炎医療が提供されていない等の問題点が指摘されており，キャリアを「広島県肝疾患診療支援ネットワーク」における専門医療機関へ繋げる必要がある。  　　　このため，行政，医療機関及び県民等関係者が参加する「広島県肝疾患患者フォローアップシステム（以下『フォローアップシステム』という。）」を構築することにより，県における肝炎ウイルスの感染状況，キャリアの受診動向，長期経過を把握し，キャリアを適切な肝炎医療に繋げ，肝がんによる死亡者を減少させることを目的とする。  第２　実施主体  　　　（略）  第３　事業の内容  　　　別紙に沿って，次の事業を実施する。  ア　フォローアップシステムへのキャリア情報の登録  イ　フォローアップシステムへの登録に同意したキャリア，市町，医療機関等への支援 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| とともに，未受診の場合は，必要に応じて電話等により受診を勧奨する。  第４　対象者  　１　広島県肝炎ウイルス検査事業により，「陽性」又は「現在，Ｃ型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）  ２　１の事業以外の検査で判明した，県内に居住する陽性者  第５　登録の内容  県は，次の内容をフォローアップシステムへ登録する。  １ 別記様式第１－２号「登録同意書」，別記様式第２－１号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（新規登録用）（以下『受診調査票（新規登録用）』という。）」及び別記様式第２－２号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（２回目以降）（以下『受診調査票（２回目以降）』という。）」の記載内容  ２　第８に規定する保健指導実施機関から報告された保健指導の内容 | ウ　県民へのフォローアップシステムに関する普及啓発及び登録情報分析結果の提供  第４　対象者  　　　県内に居住するキャリアのうち，別記様式第１－２号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録同意書（以下『登録同意書』という。）」により，フォローアップシステムへの登録に同意した者  第５　登録の内容  県は，次の内容をフォローアップシステムへ登録する。  ア 広島県肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成20年4月1日施行）に基づく肝炎治療医療費助成制度の利用の有無  イ　別記様式第１－２号「登録同意書」，別記様式第２－１号「広島  県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（新規登録用）（以下『受診調査票〔新規登録用〕』という。）」及び別記様式第２－２号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（更新登録用）（以下『受診調査票〔更新登録用〕』という。）」の記載内容  　　　ウ　第８に規定する保健指導実施機関から報告された保健指導の内  　　　　容 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 第６　登録及び受診勧奨の手順  １　新規登録  （１）「登録同意書」及び「受診調査票（新規登録用）」の送付  ア　県委託医療機関が実施する肝炎ウイルス検査で陽性者が発見された場合  （ア）県は県保健所（支所）又は当該者が居住する市町へ次の書類を送付し，当該者に対し，登録同意の取得及び日本肝臓学会又は日本消化器病学会等に属する肝臓の専門医が勤務する医療機関（以下「専門医療機関」という。）への受診勧奨を行うよう依頼する。  ａ　別紙様式第１－１号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム説明書（以下『説明書』という。）  ｂ 別記様式第１－２号「登録同意書」  ｃ　別記様式第２－１号「受診調査票（新規登録用）」  （イ）県保健所（支所）又は市町は，陽性者に対し，県から送付された別記様式第１－１号「説明書」により説明の上，別紙様式第１－２号「登録同意書」によりフォローアップシステムへの登録の同意を得る。  　（ウ）県保健所（支所）又は市町は，同意者に対し，県から送付された書類を送付又は手交し，専門医療機関への受診勧奨を行う。 | 第６　登録の手順  　１　新規登録  （１）「登録同意書」及び「受診調査票（新規登録用）」の送付  ア　平成25年度以降に県委託医療機関が実施する肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアの場合  （ア）県は，県委託医療機関が実施した肝炎ウイルス検査でキャリアが発見された場合は，県保健所（支所）又は当該者が居住する市町へ次の書類を送付し，当該者に対し，登録同意の取得並びにかかりつけ医及び日本肝臓学会，日本消化器病学会等に属する肝臓の専門医が勤務する医療機関（以下「専門医療機関」という。）への受診勧奨を行うよう依頼する。  ａ　別記様式第１－１号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム説明書（以下『説明書』という。）」  　　ｂ　別記様式第１－２号「登録同意書」  　　ｃ　別記様式第２－１号「受診調査票（新規登録用）」  　　ｄ　別記様式第２－３号及び第２－４号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（新規登録用）への記入について（かかりつけ医用及び肝疾患専門医用）」  （イ）県保健所（支所）又は市町は，キャリアに対し，県から送付された別記様式第１－１号「説明書」により説明の上，別記様式第１－２号「登録同意書」によりフォローアップシステムへの登録の同意を得る。  （ウ）県保健所（支所）又は市町は，同意者に対し，県から送付された書  類を送付又は手交し，かかりつけ医及び専門医療機関への受診勧奨を |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| イ　県保健所（支所）が実施する肝炎ウイルス検査で陽性者が発見された場合  （ア）県保健所（支所）は，当該者に対し，別記様式第１－１号「説明書」により説明の上，別記様式第１－２号「登録同意書」によりフォローアップシステムへの登録の同意を得る。  （イ）県保健所（支所）は（ア）の同意者に対し，１（１）ア（ア）に定める書類を送付又は手交し，当該者へ専門医療機関への受診勧奨を行う。  ウ　市町又は市町委託医療機関が実施する肝炎ウイルス検査で陽性者が発見された場合  （ア）市町は，当該者に対し，別記様式第１－１号「説明書」により説明の上，別記様式第１－２号「登録同意書」によりフォローアップシステムへの登録の同意を得る。  （イ）市町は，（ア）の同意者に対し，１（１）ア（ア）に定める書類を送付又は手交し，当該者へ専門医療機関への受診勧奨を行う。  　エ　上記以外の肝炎ウイルス検査で発見された陽性者の場合  県，県保健所（支所）又は市町等は，肝炎ウイルス検査で発見された陽性者のうち，フォローアップシステムへの登録希望者に対し，１（１）ア（ア）に定める書類を送付又は手交し，専門医療機関への受診勧奨を行う。 | 行う。  イ　平成25年度以降に県保健所（支所）が実施する肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアの場合   1. 県保健所（支所）は，実施した肝炎ウイルス検査で発見されたキャ   リアに対し，別記様式第１－１号「説明書」により説明の上，別記様式第１－２号「登録同意書」によりフォローアップシステムへの登録の同意を得る。  （イ）県保健所（支所）は，（ア）の同意者に対し，１（１）ア（ア）に定める書類を送付又は手交し，当該者へかかりつけ医及び専門医療機関への受診勧奨を行う。  ウ　平成25年度以降に市町又は市町委託医療機関が実施する肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアの場合  （ア）市町は，市町又は市町委託医療機関が実施した肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアに対し，別記様式第１－１号「説明書」により説明の上，別記様式第１－２号「登録同意書」によりフォローアップシステムへの登録の同意を得る。  （イ）市町は，（ア）の同意者に対し，１（１）ア（ア）に定める書類を送  付又は手交し，当該者へかかりつけ医及び専門医療機関への受診勧奨を行う。  エ　上記以外の肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアの場合  県，県保健所（支所）又は市町等は，肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアのうち，フォローアップシステムへの登録希望者に対し，１（１）ア（ア）に定める書類を送付又は手交し，かかりつけ医及び専門医療機関への受診勧奨を行う。 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| （２）受診調査票への記入    専門医療機関は，陽性者が持参した別記様式第１－２号「登録同意書」によりフォローアップシステムへの登録に同意したことを確認の上，別記様式第２－１号「受診調査票（新規登録用）」に記入し，両様式の「同意者保管用」を陽性者へ返却するとともに，別記様式第１－２号「登録同意書」（県提出用）及び別記様式第２－１号「受診調査票（新規登録用）」の「県提出用」，「保健所送付用」及び「市町送付用」を県へ送付する。 | （２）受診調査票への記入  　ア　かかりつけ医  　　　かかりつけ医は，キャリアが持参した別記様式第１－２号「登録同  意書」によりフォローアップシステムへの登録に同意したことを確  認の上，別記様式第２－１号「受診調査票（新規登録用）」中「＜かかりつけ医記入欄＞」に記入し，両様式（別記様式第１－２号「登録同意書」（県提出用及びかかりつけ医保存用）並びに別記様式２－１号「受  診調査票（新規登録用）」（かかりつけ医県提出用）を除く。）をキャリアへ返却するとともに，当該キャリアを専門医療機関に紹介する。  　　　別記様式第１－２号「登録同意書」（県提出用）及び記入した別記様  式２－１号「受診調査票（新規登録用）」（かかりつけ医県提出用）を  県へ送付する。  　イ　専門医療機関  　　　専門医療機関は，キャリアが持参した別記様式第１－２号「登録同  意書」によりフォローアップシステムへの登録に同意したことを確認  の上，別記様式第２－１号「受診調査票（新規登録用）」中「＜専門医  記入欄＞」に記入し，両様式の「同意者保管用」をキャリアへ返却す  るとともに，別記様式第２－１号「受診調査票（新規登録用）」（かか  りつけ医保存用）をかかりつけ医へ，当該様式の「専門医療機関県提出用」を県へ送付する。  　ウ　かかりつけ医と専門医療機関が同一の場合  　　　かかりつけ医（専門医療機関）は，キャリアが持参した別記様式第１－２号「登録同意書」によりフォローアップシステムへの登録に同意したことを確認の上，別記様式第２－１号「受診調査票（新規登録 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| ２　既登録者への受診勧奨  （１）受診調査票の送付  　　県は，既登録者に対し，毎年1回，別記様式第２－２号「受診調査票（２回目以降）」を送付し，専門医療機関への受診勧奨を行うこととする。  （２）受診調査票への記入    専門医療機関は，既登録者が持参した別記様式第２－２号「受診調査票（２回目以降）」に記入し，当該様式の「同意者保管用」を既登録者へ返却するとともに，「県提出用」，「保健所送付用」及び「市町送付用」を | 用）」中「＜かかりつけ医記入欄＞及び＜専門医記入欄＞」に記入し，両様式の「同意者保管用」をキャリアへ返却するとともに，別記様式  第１－２号「登録同意書」（県提出用）並びに別記様式第２－１号「受診調査票（新規登録用）」（専門医療機関県提出用）を県へ送付する。  ２　既登録者情報の更新登録  （１）受診調査票の送付  　　　県は，既登録者に対し，毎年1回，次の書類を送付し，かかりつけ  医及び専門医療機関への受診勧奨を行うこととする。  　ア　別記様式第２－２号「受診調査票（更新登録用）」  　イ　別記様式第２－５号及び第２－６号「広島県肝疾患患者フォローア  ップシステム医療機関受診調査票（更新登録用）への記入について」  （２）受診調査票への記入  ア　かかりつけ医  　　　かかりつけ医は，既登録者が持参した別記様式第２－２号「受診調  査票（更新登録用）」中「＜かかりつけ医記入欄＞」に記入し，当該様  式（かかりつけ医県提出用を除く）を既登録者へ返却するとともに，  当該既登録者を専門医療機関に紹介する。  　　　記入した別記様式第２－２号「受診調査票（更新登録用）」（かかりつけ医県提出用）を県へ送付する。  　イ　専門医療機関  　　　専門医療機関は，既登録者が持参した別記様式第２－２号「受診調  査票（更新登録用）」中「＜専門医記入欄＞」に記入の上，当該様式の「同意者保管用」を既登録者へ返却するとともに，「かかりつけ医保存 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 県へ送付する。  ３　登録データの送付  　　県はフォローアップシステムへ登録した陽性者の情報を，陽性者が居  住する市町及び陽性者が居住する市町を管轄する県保健所（支所）へ特殊取扱郵便又は電子媒体等で送付する。  第７　登録内容の変更，辞退等  　１　登録内容の変更  　　　フォローアップシステムへ登録された陽性者は，氏名及び住所等の変更があったときは，別記様式第３号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録変更届出書」を県へ提出するものとする。 | 用」をかかりつけ医へ，「専門医療機関県提出用」を県へ送付する。  　ウ　かかりつけ医と専門医療機関が同一の場合  　　　かかりつけ医（専門医療機関）は，既登録者が持参した別記様式第２－２号「受診調査票（更新登録用）」中「＜かかりつけ医記入欄＞及び＜専門医記入欄＞」に記入し，当該様式の「同意者保管用」を既登録者へ返却するとともに，「専門医療機関県提出用」を県へ送付する。  ３　登録データの送付  （１）県保健所（支所）及び市町への送付  県は，フォローアップシステムへ登録したキャリアの情報を，キャ  リアが居住する市町及びキャリアが居住する市町を管轄する県保健所（支所）へ特殊取扱郵便又は電子媒体等で送付する。  （２）医療機関への送付  　　　県は，専門医療機関またはかかりつけ医から送付依頼があった場合，  （１）の情報のうち，当該医療機関分の情報を特殊取扱郵便又は電子媒体等で送付する。  第７　登録内容の変更，辞退等  　１　登録内容の変更  　　　フォローアップシステムへ登録されたキャリアは，氏名及び住所等の変更があったときは，別記様式第３号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録変更届出書」を県へ提出するものとする。 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| ２　登録辞退等  　（１）登録辞退  　　　　フォローアップシステムへ登録された陽性者はいつでも登録を辞退することができ，登録の辞退を希望するときは，別記様式第４号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録辞退届出書（以下『登録辞退届出書』という。）」を県へ提出するものとする。  　（２）登録データの削除  　県は，（１）の別記様式第４号「登録辞退届出書」を受理したときは，直ちにフォローアップシステムへ登録されている当該陽性者の情報を削除することとする。  第８　保健指導の実施  　１　保健指導実施機関  　　　陽性者が居住する市町又は陽性者が居住する市町を管轄する県保健所（支所）は，フォローアップシステムへ登録した陽性者に対して保健指導を行う。  　２　実施の内容  　　　保健指導実施機関は，フォローアップシステムへ登録した陽性者のうち，専門医療機関を受診していない可能性のある者に対して，所属する医師，保健師等の専門職により，専門医療機関への受診勧奨及び保健指導を行い，その内容を別記様式第５－１号又は第５－２号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム保健指導報告書」により県へ報告する。 | ２　登録辞退等  　（１）登録辞退  　　　　フォローアップシステムへ登録されたキャリアはいつでも登録を  　　　辞退することができ，登録の辞退を希望するときは，別記様式第４号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録辞退届出書（以下『登録辞退届出書』という。）」を県へ提出するものとする。  　（２）登録データの削除  　　　　県は，（１）の別記様式第４号「登録辞退届出書」を受理したときは，直ちにフォローアップシステムへ登録されている当該キャリアの情報を削除することとする。  第８　保健指導の実施  　１　保健指導実施機関  　　　キャリアが居住する市町又はキャリアが居住する市町を管轄する県保健所（支所）は，フォローアップシステムへ登録したキャリアに対して保健指導を行う。  　２　実施の内容  　　　保健指導実施機関は，フォローアップシステムへ登録したキャリアのうち，専門医療機関へ受診していない可能性のある者に対して，所属する医師，保健師等の専門職により，専門医療機関への受診勧奨及び保健指導を行い，その内容を別記様式第５－１号又は第５－２号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム保健指導報告書」により県へ報告する。 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 第９　陽性者*及び*県保健所（支所）・市町への支援等  １　陽性者への支援  　　　県は，フォローアップシステムへ登録された陽性者に対し，次のとおり支援を行うこととする。  　（１）最新の治療情報，講演会の開催その他肝炎治療に関する情報の提  　　　供  　（２）毎年１回専門医療機関への受診勧奨の通知  　（３）希望者に対する保健師等による保健指導  ２　県保健所（支所）・市町への支援  　　　県は，保健指導活動に資するよう，陽性者が居住する市町及び当該市町を管轄する県保健所（支所）に対し，陽性者の受療状況や予後情報を提供することとする。  　３　行政施策への活用  　　　県は，フォローアップシステムへ登録されたデータに基づき，陽性者の長期経過の把握等を行い，行政施策への反映等に活用することとする。 | 第９　キャリア，医療機関及び県保健所（支所）・市町への支援等  １　キャリアへの支援  　　　県は，別記様式第１－２号「登録同意書」，別記様式第２－１号「受診調査票（新規登録用）」及び別記様式第２－２号「受診調査票（更新登録用）」が提出され，フォローアップシステムへ登録されたキャリアに対し，次のとおり支援を行うこととする。  　　ア　最新の治療情報，講演会の開催その他肝炎治療に関する情報の提  　　　供  　　イ　毎年１回専門医療機関への受診勧奨の通知  　　ウ　希望者に対する保健師等による保健指導  ２　医療機関への支援  　　　県は，キャリアへ適切な肝炎医療が提供できるよう，フォローアップシステムへ登録されたデータの集計・分析結果を医療機関へ提供することとする。  　３　県保健所（支所）・市町への支援  　　　県は，保健指導活動に資するよう，キャリアが居住する市町及び当該市町を管轄する県保健所（支所）に対し，キャリアの受療状況や予後情報を提供することとする。  　４　行政施策への活用  　　　県は，フォローアップシステムへ登録されたデータに基づき，肝炎ウイルスの感染状況及び長期経過の把握等を行い，行政施策への反映等に活用することとする。 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 第10　関係書類及び登録データの保存  　　　フォローアップシステムへ登録される陽性者の関係書類及び登録データは，県，医療機関，県保健所（支所）及び市町において適切に保存することとする。  第11　個人情報の保護  （略）  第12　その他  （略）  　　附　則  　この要領は，平成２５年４月１日から施行する。  　この要領は，平成２６年４月１日から施行する。  この要領は，平成２７年４月１日から施行する。  　この要領は，平成３０年４月１日から施行する。 | 第10　関係書類及び登録データの保存  　　　フォローアップシステムへ登録されるキャリアの関係書類及び登録データは，県，医療機関，県保健所（支所）及び市町において適切に保存することとする。  第11　個人情報の保護  （略）  第12　その他  （略）  附　則  　この要領は，平成２５年４月１日から施行する。  　この要領は，平成２６年４月１日から施行する。  　この要領は，平成２７年４月１日から施行する。 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 別紙  削除 | 別紙 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 別紙  削除 | 別紙 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第１－１号 | 様式第１－１号 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第１－１号 | 様式第１－１号 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第１－１号  削除 | 様式第１－１号 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第１－２号 | 様式第１－２号 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第２－１号 | 様式第２－１号 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第２－２号 | 様式第２－２号 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第２－３号（表面）  削除 | 様式第２－３号（表面） |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第２－４号（表面）  削除 | 様式第２―４号（表面） |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第２－３号及び第２－４号（裏面）  削除 | 様式第２－３号及び第２－４号（裏面） |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第２－５号（表面）  削除 | 様式第２－５号（表面） |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第２－６号（表面）  削除 | 様式第２－６号（表面） |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第２－５号及び第２－６（裏面）  削除 | 様式第２－５号及び第２－６号（裏面） |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第３号  （略）  様式第４号  （略） | 様式第３号  （略）  様式第４号  （略） |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第５－１号 | 様式第５－１号 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第５－２号    ※変更なし | 様式第５－２号 |

広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 様式第５－２号　別紙 | 様式第５－２号　別紙 |